

## 千歳市新学校給食センター整備運営事業

要求水準書・様式集・事業契約書（案）・基本協定書（案）

### 新旧対照表

※誤字脱字の修正等の軽微な変更については本表への記載を省略し、内容に変更が生じた箇所のみを記載しております。

令和8年5月12日

千 歳 市

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■要求水準書 新旧対照表

No.	頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a	項目等	変更前	変更後
1	21	第2	2		④				仕上計画	仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和4年改定)」を適宜参考にすること。	仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和7年改定)」を適宜参考にすること。
2	76		6	(4)	②			f	構内除雪業務	積雪が10cmを超える場合の除雪に係る費用は、維持管理業務に係るサービス対価に含むものとし、 <u>実働回数</u> に応じて精算するものとする。詳細は事業契約書にて示す。	積雪が10cmを超える場合の除雪に係る費用は、維持管理業務に係るサービス対価に含むものとし、 <u>原則実働回数</u> に応じて精算するものとする。詳細は事業契約書にて示す。

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■様式集 新旧対照表

No.	書類名	様式 番号	1	(1)	①	項目等	変更前	変更後
1	様式集(入札書類 審査)その1	J-1				「区 事業スケジュール表」 表紙	—	「A3横で作成すること」追記
2	様式集(入札書類 審査)その2	A-4				入札価格計算書	—	①維持管理業務費に「維持管理業 務固定費(四半期毎 円)」の行を追 加
3	様式集(入札書類 審査)その2	A-4				入札価格計算書	—	①維持管理業務費に「維持管理業 務除雪変動費(時間単価 円)」の行 を追加
4	様式集(入札書類 審査)その2	A-4				入札価格計算書	—	②運営業務費に「運営業務食数変 動費(1食単価 円)」の行を追加
5	様式集(入札書類 審査)その2	H-2				資金収支計画表	—	令和8年度分の列を追加

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■事業契約書(案)新旧対照表

No.	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
1	31	9		67	4	(2)	イ	当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理	<p>本市は、設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価に相当する金額のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者<del>に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有すること。</del>この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。</p> <p>また、本市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価のうち未払の金額相当額を第59条に定められた方法により支払うものとする。</p>	<削除>

No.	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
2	32	9		68	2	(2)	ア	当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理	<p>本市は、本施設の所有権を引き続き保有することを前提として、事業者に対し、本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価のうち、この契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む事業者未払いの金額相当額に消費税等相当額を加えた額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本市及び事業者の協議により決定するものとする。また、本市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。</p>	<p>本市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価のうち未払の金額相当額を第60条に定められた方法により支払うものとする。</p>

No.	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
3	33	9		70	2	(2)	ア	当該解除が、本施設の引渡し後になされた場合 次に定める処理	<p>本市は、本施設を引き続き保有又は所有権を留保することとして、事業者に対し本施設の設計及び建設・工事監理業務に係るサービスの対価のうち、事業者がこの契約の解除までに発生する割賦手数料相当額を含む未払の金額相当額を支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、本市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、本市及び事業者との協議により決定するものとする。また、本市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価のうち未払の金額相当額を第59条に定められた方法により支払うものとする。</p>	<p>本市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務に係るサービスの対価のうち未払の金額相当額を第59条に定められた方法により支払うものとする。</p>
4	39	14		82	2			(秘密保持)	<p>事業者は、本契約による事務を行うために個人情報を取り扱う場合は、千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例(平成7年4月1日条例第16号)等を遵守し、別紙6「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)に定める事項に従って契約を履行しなければならない。この場合、特記仕様書中「本市」を「本市」、「事業者」を「事業者」にそれぞれ読み替えて適用する。</p>	<p>事業者は、本契約による事務を行うために個人情報を取り扱う場合は、千歳市個人情報の保護に関する法律施行条例(平成7年4月1日条例第16号)等を遵守し、別紙6「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。)に定める事項に従って契約を履行しなければならない。</p>

千歳市新学校給食センター整備運営事業

■基本協定書(案)新旧対照表

No.	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
1	9							別記様式第2号(第7条関係)	(事業者名)[ ]会社(代表企業)	(事業者名)[ ]